

## 公 示

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る特例許可の参入枠について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（令和4年3月31日付け中運局公示第90号）5.（1）参入枠の公示に基づき、令和4年度の営業区域毎の特例許可参入枠を下記のとおり定めたので公示する。

令和4年4月19日

中部運輸局長 嘉村 徹也

## 記

名 称	令和4年度参入枠	令和5年度~8年度の総参入枠
名古屋交通圏	8人	16人
西三河北部交通圏	0人	0人
東三河南部交通圏	0人	0人
静岡交通圏	4人	0人
浜松交通圏	3人	8人
沼津・三島交通圏	1人	0人
岐阜交通圏	4人	4人
伊勢・志摩交通圏	1人	0人
福井交通圏	5人	4人

※令和2年度及び令和3年度に一般廃業した75歳未満の個人タクシーの事業者数を、令和4年度から令和8年度までの各年度において、5か年度で按分。ただし、小数点以下の端数が生じる場合は、令和4年度の事業者数を繰り上げて処理することとする。

## 1. 申請の受付期間

令和4年9月1日から9月30日まで

## 2. 処分の時期

特例許可の処分の時期は、「1人1車制個人タクシーの申請に対する審査基準について」（平成14年1月18日付け中運局公示第244号）I 12（4）に規定する時期（中部運輸局長が定める時期）とする。

附 則（令和4年4月19日付け中運局公示第6号）

1. この公示は、令和4年4月19日から適用する。